



令和6年10月18日

鳥取地方最低賃金審議会
会長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 佐藤 匡 印

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年9月12日鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部准教授
部会長代理	中野 聡	特定社会保険労務士
	石川 真澄	公立鳥取環境大学副学長補佐

労働者代表委員

河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 事務局長
内藤 陽介	オムロンスイッチアンドデバイス労働組合 執行委員長
森本 哲司	L I M N O労働組合執行委員長

使用者代表委員

田中 利明	気高電機株式会社取締役総務部長
谷口 浩章	株式会社フジ電機代表取締役
西村 知巳	一般社団法人鳥取県経営者協会専務理事

別紙

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

- 1 適用する地域
鳥取県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装又は箱詰め業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 963円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり